

令和8年8月千葉豪雨により被災した家屋等の解体・撤去の支援について

千葉市では、令和8年8月千葉豪雨により被災した家屋等の解体・撤去を支援する制度を実施しますので、お知らせします。

1 制度の概要

令和8年8月千葉豪雨により「全壊」と判定された被災家屋等について、二次災害の防止および被災者の生活再建支援を図るため、所有者の申請に基づき、本市が解体・撤去等を行う制度です。

被災した家屋等の解体・撤去を支援する方法は次の2種類があります。

- ・公費解体 千葉市が所有者に代わり解体・撤去を行います。
- ・自費解体 所有者が自ら解体事業者と契約し解体・撤去を行った後、千葉市が所有者に対して基準額の範囲で解体・撤去費用をお支払いします。

※解体・撤去費用が基準額を超える場合、その超過分は所有者の負担となります。

2 対象となる被災家屋等

罹災証明書で「全壊」と判定された家屋等

3 申し込み方法

令和8年9月9日（水）から申し込みを受け付けます。以下のいずれかの方法により申請書、罹災証明書（写し）、本人が確認できる書類（写し）等をご提出ください。

（1）窓口

都市局建築部建築指導課（市役所低層棟4階）

受付時間 9：00～17：00（平日のみ）

（2）郵送

【送付先】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市都市局建築部建築指導課

（3）電子メール

【送付先】 shido.URC@city.chiba.lg.jp

※申し込みに関する問い合わせ先

都市局建築部建築指導課 電話 245-5838

4 市ホームページ

制度の詳細、申し込み方法等については、市ホームページをご覧ください。

【URL】 https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/r8gouusaigai_kouhikaitai.html

